

令和7年12月17日
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月17日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（12 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
愛知	いわくら 岩倉	3両×29日	岐阜	いけだ 池田	1両×58日 1両×59日
愛知	ちた 知多	2両×30日	岐阜	しらかわ 白川	1両×60日
愛知	みほま 美浜	4両×23日 1両×26日	岐阜	かなやま 金山	1両×58日 1両×59日
愛知	みよし 三好	3両×27日 1両×28日	静岡	しもかも 下賀茂	1両×60日
福井	ふくいちゅうおう 福井中央	3両×20日	静岡	りゅうよう 竜洋	2両×47日
福井	ふくいみなみ 福井南	3両×20日	静岡	かんぼら 蒲原	1両×91日

3. 処分日

令和7年12月17日（水）

【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038